

国民健康保険税の賦課限度額の見直しと 低所得者に係る保険税軽減の拡充が図られます

地方税法等の改正に伴い、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保および低所得者層の保険税負担の適正化を図るため、後期高齢者支援金および介護納付金の限度額が引き上がるとともに、低所得者に対する国保税軽減措置が拡充されます。

1 賦課限度額の引き上げについて

	平成25年度 賦課限度額	平成26年度 賦課限度額	
医療分	510,000円	510,000円	※介護納付金は、40歳以上65歳未満の方のみ加算されます。
後期高齢支援分	140,000円	160,000円	
介護納付金(※)	120,000円	140,000円	
合計	770,000円	810,000円	

2 低所得者に対する国保税軽減措置の拡充について

世帯主と被保険者の前年所得の合計額が、一定額以下の世帯に対して均等割及び平等割の税額の負担を軽減される対象が下記のとおり拡大されます。

	平成25年度まで	平成26年度から
7割軽減判定基準額	33万円以下	33万円以下
5割軽減判定基準額	33万円+24.5万円 ×(世帯主を除く被保険者数)	33万円+24.5万円 ×(被保険者数)
2割軽減判定基準額	33万円+35万円 ×(被保険者数)	33万円+45万円 ×(被保険者数)

問合せ:国民健康保険課 保険税係 ☎893-4411 内線141・146

「みんなで支える介護保険」

65歳以上の方へ7月上旬に介護保険料の通知書を発送します

介護保険制度は40歳以上の方が納める保険料と、国・県・本市からの公費を財源としています。平成26年度の介護保険料の決定に伴い、65歳以上の被保険者の皆さんに年間の介護保険料額の通知書を7月上旬に送付します。

保険料の額・納付方法

◎40～64歳(第2号被保険者)の方

加入している医療保険で、介護保険分を合わせて納めます。

※各加入機関でご確認ください。

◎65歳以上(第1号被保険者)の方

保険料は、本人の所得の状況や世帯員の市民税課税状況などに応じて、11段階に分けて決定します。本市から送付する通知書でご確認ください。

●特別徴収(年金からの天引き)

年金受給額が年間18万円以上の方が対象です。老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金等の定期支払の際、受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

年間保険料額と平成26年8・10・12月分と平成27年2月分の特別徴収額が記載された通知書を送付します。

●普通徴収(口座振替や納付書で納付)

年間保険料額の通知書と7月～平成27年2月(8回分)の納付書を送付します。口座振替の方には、通知書のみ送付します。

※なお、4～6月に65歳になられた方や転入された方は、普通徴収になります。日本年金機構での手続きに時間を要するため、特別徴収の切り替えは平成27年4月以降(予定)になりますので、ご了承ください。

便利な口座振替を

普通徴収の方は、納め忘れのない口座振替をご利用ください。口座振替依頼書に必要事項を書き、預金(貯金)通帳と通帳届出印、介護保険料の納付書を持って、本市指定の各金融機関で申請してください。
※申込書は市内の各金融機関や介護長寿課にあります。

領収書は大切に

介護保険料は所得税の確定申告等をする場合、社会保険料控除の対象とすることができまますので、領収書などは大切に保管してください。

まずはご相談ください

災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときは、徴収の猶予や減免を受けられる場合がありますので、介護長寿課にご相談ください。

問合せ:介護長寿課 ☎893-4411 内線189・167・166